

# 達者村花壇コンクール事業費補助金交付要綱

要綱商第 1 号

制定 平成 27 年 4 月 1 日

交流要綱第 3 号

一部改正 平成 30 年 4 月 1 日

一部改正 平成 31 年 4 月 26 日

一部改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 南部町(以下、「本町」という。)は、花で彩られた観光客等来訪者受け入れ景観づくり及び来訪者を温かく迎ようとするホスピタリティ向上等を目的として実施する達者村花壇コンクール事業について、コンクール参加団体及び個人に対し達者村花壇コンクール事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、南部町補助金等の交付に関する規則(平成 18 年南部町規則第 51 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業対象者)

第 2 補助金の交付の対象は、当該コンクールの開催期間中に花壇の整備及び管理を適切に行うことができる、本町に活動の拠点を置き 5 名以上の会員で構成される団体及び本町に在住する個人とする。

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第 3 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第 4 規則第 4 条の申請書は、第 1 号様式によるものとし、申請書に添付しなければならない書類は、事業に関して町長が必要と認める書類とする。

(補助金交付の条件)

第 5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第 6 条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助事業の状況及び補助対象経費の収支の状況明らかにすることができる書類、帳簿等を備え、これらを事業完了の日から 5 年を経過する日の属する年度の末日まで保

管しておくこと。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を町長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業によって整備した花壇等は、補助事業終了後も第1の趣旨に添い、引き続きその効果的な活用が図られるよう努めること。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第8条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日とする。

2 交付の申請の取下げは、交付申請取下書（第3号様式）を町長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第7 規則第13条の規定による報告は補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は第4による申請を行った日の属する年度の11月末日（休日の場合は、その直前の土曜日を除く平日）のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業に係る支払を証する書類の写し
- (2) 事業の実施状況を証する写真
- (3) その他事業に関して町長が必要と認める書類

（補助金等の交付方法）

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、概算払とすることができる。

（補助金の請求）

第9 規則第16条の規定による補助金の請求は、補助金（概算払）請求書（第5号様式）の提出により行うものとする。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

<p>補助事業</p>	<p>第1の趣旨に沿って、世代を越えた交流や環境美化意識の醸成、こころの豊かさの育成及びコミュニティ活動の活性化等を目的として花壇、プランター等を整備し、花苗を植栽する事業とする。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>花苗、肥料、土等の原材料費、プランター、シャベル、支柱等の資材購入費及び土地、重機等の借上料、活動費等補助事業の実施に要する費用で、次に掲げる経費を除くものとする。</p> <p>(1) 補助事業の全部又は一部を他の者に委託するための委託費</p> <p>(2) 花壇の整備等のための人件費</p> <p>(3) 1件金額が1万円以上の機材の購入費</p> <p>(4) 団体5千円、個人1千円を超える活動費</p> <p>(5) 本事業の趣旨に照らし、補助対象経費とすることの妥当性が認められない経費（例：懇親会費等）</p>
<p>補助金の額</p>	<p>(1) 団体の場合にあつては、補助対象経費の合計額に補助率10分の10を乗じた額、又は4万円のいずれか低い額以内の額。</p> <p>(2) 個人の場合にあつては、補助対象経費の合計額に補助率10分の10を乗じた額、又は1万円のいずれか低い額以内の額。</p>

年 月 日

南部町長

殿

申請者（住 所）

（団体名）

（代表者職・氏名）

印

年度達者村花壇コンクール事業費補助金交付申請書

年度において実施する達者村花壇コンクール事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画 別紙のとおり
- 3 収支計画 別紙のとおり
- 4 事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類

（注）

- 1 個人による申請の場合は、（団体名）及び（代表者）の記載は不要とする。
- 2 補助金交付申請額の上限は、申請者が団体の場合は40,000円、個人の場合は10,000円とする。
- 3 達者村花壇コンクール事業費補助金交付要綱第4に該当する書類がある場合は、当該書類の名称を記載し、添付すること。

別紙

達者村花壇コンクール事業計画書

責任者職・氏名		
連絡先	TEL	FAX
	e-mail	

[事業計画]

--

[収支計画]

収入の部		支出の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
自己資金		苗購入費	
町補助金		資材等購入費	
		重機等借上料	
		活動費等	
合計		合計	

[事業についての創意工夫点及び期待される効果]

--

その他特記事項

--

年 月 日

南部町長

殿

申請者（住所）

（団体名）

（代表者職・氏名）

㊟

年度達者村花壇コンクール事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた達者村花壇コンクール事業を中止（廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容

（注）

- 1 個人による申請の場合は、（団体名）及び（代表者）の記載は不要とする。

年 月 日

南部町長

殿

申請者（住所）

（団体名）

（代表者職・氏名）

印

年度達者村花壇コンクール事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた達者村  
花壇コンクール事業の交付申請を、下記の理由により取り下げます。

記

- 1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 取り下げ理由

（注）

- 1 個人による申請の場合は、（団体名）及び（代表者）の記載は不要とする。

年 月 日

南部町長

殿

申請者（住所）

（団体名）

（代表者職・氏名）

㊟

年度達者村花壇コンクール事業費完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた達者村花壇  
コンクール事業が完了（を廃止）したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績 別紙のとおり
- 2 収支実績 別紙のとおり
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - （1）事業に係る支払を証する書類の写し
  - （2）事業の実施状況を証する写真

（注）

- 1 個人による申請の場合は、（団体名）及び（代表者）の記載は不要とする。
- 2 達者村花壇コンクール事業費補助金交付要綱第7第3号に該当する書類がある場合は、当該書類の名称を記載し、添付すること。

別紙

達者村花壇コンクール事業報告書

責任者職・氏名		
連絡先	TEL	FAX
	e-mail	

〔事業実績内容〕

--

〔収支実績〕

収入の部		支出の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
自己資金		苗購入費	
町補助金		資材等購入費	
		重機等借上料	
		活動費等	
合計		合計	

〔補助事業の成果及び自己評価〕

--

〔その他特記事項〕

--

年 月 日

南部町長

殿

申請者（住所）

（団体名）

（代表者職・氏名）

㊞

年度達者村花壇コンクール事業費補助金（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）の  
通知を受けた達者村花壇コンクール事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

支払先

金融機関名

\_\_\_\_\_

口座種別

普通 ・ 当座

口座番号

\_\_\_\_\_

口座名義

\_\_\_\_\_

口座名義フリガナ

\_\_\_\_\_